

[諮問]

議案 2 「令和 4 年度国民健康保険税の課税限度額について」

頁

- | | |
|---------------------------------|---|
| 1. 基礎課税額(医療分)に係る課税限度額について…………… | 1 |
| 2. 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額について………… | 〃 |
| 3. 介護納付金課税額に係る課税限度額について…………… | 2 |

1 基礎課税額（医療分）に係る課税限度額について

<p>諮 問 事 項</p>	<p>鹿児島市国民健康保険税条例 (昭和 42 年条例第 82 号) (現行：抜すい)</p>	<p>関係法令 (抜すい)</p>
<p>1. 課税限度額 【引上げ】</p> <p><u>65万円</u></p> <p>令和4年度の課税限度額については、令和4年4月施行予定の地方税法施行令の一部改正により、現行の63万円から65万円へ引き上げられる見込みであることから、同施行令に定める限度額である65万円に改定したい。</p>	<p>(課税額) 第3条 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超える場合には、基礎課税額は、63万円とする。</p>	<p>「地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号)」 (国民健康保険税) 第 703 条の 4 11 第 5 項の基礎課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。</p> <p>「地方税法施行令 (昭和 25 年政令第 245 号)」 第 56 条の 88 の 2 法第 703 条の 4 第 11 項に規定する政令で定める金額は、63 万円とする。</p> <p>「令和4年度税制改正の大綱」 一 4 その他 (地方税) <国民健康保険税> (5) ① 基礎課税額に係る課税限度額を 65 万円 (現行：63 万円) に引き上げる</p>

2 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額について

<p>諮 問 事 項</p>	<p>鹿児島市国民健康保険税条例 (昭和 42 年条例第 82 号) (現行：抜すい)</p>	<p>関係法令 (抜すい)</p>
<p>1. 課税限度額 【引上げ】</p> <p><u>20万円</u></p> <p>令和4年度の課税限度額については、令和4年4月施行予定の地方税法施行令の一部改正により、現行の19万円から20万円へ引き上げられる見込みであることから、同施行令に定める限度額である20万円に改定したい。</p>	<p>(課税額) 第3条 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p>	<p>「地方税法」 (国民健康保険税) 第 703 条の 4 19 第 14 項の後期高齢者支援金等課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。</p> <p>「地方税法施行令」 第 56 条の 88 の 2 2 法第 703 条の 4 第 19 項に規定する政令で定める金額は、19 万円とする。</p> <p>「令和4年度税制改正の大綱」 一 4 その他 (地方税) <国民健康保険税> (5) ②後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を 20 万円 (現行：19 万円) に引き上げる。</p>

3 介護納付金課税額に係る課税限度額について

諮問事項	鹿児島市国民健康保険税条例 (昭和42年条例第82号)(現行:抜すい)	関係法令(抜すい)
<p>1. 課税限度額 【据置】</p> <p><u>17万円</u></p> <p>令和4年度の課税限度額については、地方税法施行令の改正がない見込みであることから、令和3年度と同額に据え置きとしたい。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。</p>	<p>「地方税法」 (国民健康保険税)</p> <p>第703条の4</p> <p>27 第22項の介護納付金課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。</p> <p>「地方税法施行令」 第56条の88の2</p> <p>3 法第703条の4第27項に規定する政令で定める金額は、17万円とする。</p>